



福島医発第2039号(地)
平成27年10月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について
(医療機関における放射線照射装置の安全管理)

今般、標記の件について、別添のとおり厚生労働省医政局より日本医師会及び福岡県保健医療介護部を通じて周知方依頼がありました。

医療機関における放射線照射装置の安全管理については、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(以下「旧通知」)等にて周知がなされているところです。

本件は、放射線治療の高精度化に伴い、標的に対して、より精度の高い照射技術が求められていることから、放射線診療室内において、診療用高エネルギー放射線発生装置等の装置や器具等を同時に使用する必要性に対応するため、旧通知の一部を別紙1の新旧対照表のとおり改正したことについて周知を依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

平成 27 年 10 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について
（医療機関における放射線照射装置の安全管理）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より都道府県知事等宛に、標記通知が発出される
とともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

医療機関における放射線照射装置の安全管理については、「医療法施行規則の一部
を改正する省令の施行について」（以下「旧通知」と呼ぶ。）等にて周知がなされて
おります。

本件は、放射線治療の高精度化に伴い、標的に対して、より精度の高い照射技術
が求められていることから、放射線診療室内において、診療用高エネルギー放射線
発生装置等の装置や器具等を同時に使用する必要性に対応するため、旧通知の一部
改正したことについて周知を依頼するものであります。詳細については別紙 1 の新
旧対照表をご確認下さい。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、
貴会管下関係医療機関等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願いいたしま
す。

医政発0930第15号
平成27年9月30日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について

標記について、別添の通り各都道府県知事等あて送付しましたので、その主旨を御了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願いいたします。

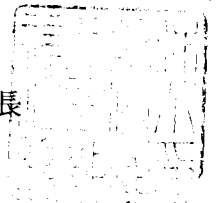
27医指第2291号

平成27年10月15日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
公益社団法人福岡県診療放射線技師会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277



医政発0930第6号

平成27年9月30日

各都道府県知事
各保健所設置市長
各特別区長

殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の一部改正について

医療機関における放射線照射装置の安全管理については、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成13年3月12日付医薬発第188号医薬局長通知。以下「第188号通知」という。）等によりご配慮いただいているところである。

今般、放射線治療の高精度化に伴い、腫瘍に対する正確な照射が可能となってきたが、標的に対して、より精度の高い照射技術が求められていることから、放射線診療室内において、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置及び診療用放射線照射器具とエックス線装置を同時に使用する必要性に対応し、第188号通知の一部を下記の通り改正するので、御了知されるとともに、管下関係団体等並びに管下医療機関に周知方お願いする。

記

第一 改正の主旨

1. 高精度放射線治療における放射線診療室内での同時エックス線ばくしゃについて

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の14では、エックス線装置の使用場所については、「特別な理由により診療用高エネルギー放

射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、診療用放射性同位元素使用室若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室において使用する場合（適切な防護措置を講じた場合に限る。）はこの限りではない」と規定している。

第188号通知第二（四）1（4）（ア）では、当該「特別な理由」のひとつとして「共通した一つの制御装置を使用していない場合には、同時にばくしゃすることは認められないこと。」と規定している。

今般、放射線治療技術の高度化に伴い、放射線治療装置用シンクロナイザからの信号により、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置及び診療用放射線照射器具とエックス線装置を同時に使用した場合において、診療用放射線等と体外照射すべき部位を確認するためのエックス線を適切に制御することができること及び腫瘍に局限した放射線照射の精度が高まることにより正常な組織に対する不要な被ばくを逡減する効果が期待されることから、同室内において同時にエックス線をばくしゃすることを認めることとする。

2. 密封線源の位置確認について

第188号通知第二（四）1（4）（イ）において「診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を患者の体内に挿入すべき部位を決定するためにエックス線装置を使用する場合。」と規定している。

今般、密封小線源治療（高線量率腔内照射）において、放射線照射の際に線源位置がずれるという過誤照射事故が報告された。密封小線源治療の医療安全面の改善のため及び腫瘍に局限した放射線照射の精度が高まることにより正常な組織に対する不要な被ばくを逡減する効果が期待されることから、放射線照射中の密封線源の位置を確認する場合においても、エックス線装置の使用を認めることとする。

第二 改正の内容

別紙1の新旧対照表のとおり改正する。

○ 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月12日付医薬発第188号医薬局長通知）（抄）

（下線は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第二 個別事項（四）1 （1）～（3）（略） （4）エックス線装置を特別の理由によりエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することについて 今回の改正により、「特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室若しくは診療用放射性同位元素使用室において」エックス線装置を使用することが認められたところであるが、「特別な理由」とはエックス線装置と組み合わせ、次に掲げる診療に用いる必要がある場合に限定されること。 （ア）診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置又は診療用放射線照射装置により放射線を体外照射すべき部位を決定又は確認するためにエックス線装置を使用する場合。 <u>この場合において、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置又は診療用放射線照射装置とエックス線装置が共通した1つの制御装置を使用していない場合には、同時にばくしゃすることは認められないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第5項の規定により厚生労働大臣が指定する放射線治療装置用シンクロナイザからの信号により診療用高エネルギー放射線発生装置、診療</u>	第二 個別事項（四）1 （1）～（3）（略） （4）エックス線装置を特別の理由によりエックス線診療室を除く放射線診療室において使用することについて 今回の改正により、「特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室若しくは診療用放射性同位元素使用室において」エックス線装置を使用することが認められたところであるが、「特別な理由」とはエックス線装置と組み合わせ、次に掲げる診療に用いる必要がある場合に限定されること。 （ア）診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置又は診療用放射線照射装置により放射線を体外照射すべき部位を決定するためにエックス線装置を使用する場合。 <u>ただし、この場合、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置又は診療用放射線照射装置とエックス線装置が共通した1つの制御装置を使用していない場合には、同時にばくしゃすることは認められないこと。</u>

用粒子線照射装置又は診療用放射線照射装置とエックス線装置の同時照射を制御する場合は、この限りでないこと。なお、当該制御装置の安全使用の確認のため、医薬品医療機器等法第 63 条の 2 第 1 項の規定による添付文書等に記載されている事項により適正に動作することを確認するとともに、当該事項について記録すること。

(イ) 診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具（以下「密封線源」という。）を患者の体内に挿入すべき部位を決定するため又は照射中の密封線源の位置を確認するためにエックス線装置を使用する場合。

(以下省略)

(イ) 診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を患者の体内に挿入すべき部位を決定するためにエックス線装置を使用する場合。

(以下省略)